

民事執行法の改正に関する中間試案に対する意見書

2017年（平成29年）10月17日

日本弁護士連合会

本意見書は、本年9月29日に意見募集に付された「民事執行法の改正に関する中間試案」に対して意見を述べるものである。

第1 債務者財産の開示制度の実効性の向上

1 現行の財産開示手続の見直し

(1) 財産開示手続の実施要件の見直し

財産開示手続の申立てに必要とされる債務名義の種類（民事執行法第197条第1項柱書き）を拡大し、金銭債権についての強制執行の申立てに必要とされる債務名義であれば、いずれの種類債務名義についても、財産開示手続の申立てをすることができるものとする。

(注1) 本文とは別に、財産開示手続の実施要件のうち、先に実施した強制執行の不奏功等の要件（民事執行法第197条第1項各号）を廃止し、次のような規律を設けるものとする考え方がある。

ア 強制執行を開始するための一般的な要件が備わっていれば、財産開示手続を実施することができるものとする。

イ 申立人に知れている財産に対する強制執行を実施すれば、請求債権の完全な弁済に支障がないことが明らかであるときは、執行裁判所は、債務者の申立てにより、財産開示手続の実施決定を取り消さなければならないものとする。

ウ 強制執行又は担保権の実行における配当等の手続（申立ての日より6月以上前に終了したものを除く。）において、請求債権の完全な弁済を得ることができなかつたときは、イの取消決定をすることができないものとする。

(注2) 本文とは別に、財産開示手続の実施要件のうち、財産開示手続の再実施が制限される期間（民事執行法第197条第3項）を短縮するものとする考え方がある。

【意見】

反対する。

(注1)及び(注2)の各考え方に賛成する。ただし、(注1)に基づく立法に際しては、取消決定手続が財産開示手続の迅速性を損ねないよう配慮する必要がある。

【理由】

1 債務名義の種類拡大について

(1) 現行法は、財産開示手続の申立てに必要な債務名義について、強制執行の申立てが可能な債務名義のうち仮執行宣言付き判決等、執行証書及び確定判決と同一の効力を有する支払督促を除くとしている（民事執行法（以下「法」という。）197条1項柱書）。平成15年改正の際の議論において、財産開示手続により債務者財産に関する情報がいったん開示されると、後になって権利の存在が否定されるに至った場合であっても、当該情報が開示されなかった状態に回復することができないというこの手続の特質を重視して、申立に必要とされる債務名義の種類が制限されたものである。

平成15年改正後の運用状況においても、債権者の側から、仮執行宣言付き判決等、執行証書及び確定判決と同一の効力を有する支払督促に基づく財産開示手続の申立てを認める必要性が増えたとは言い難く、かえってこれを認めることによる弊害が懸念される状況は、平成15年改正時以降も変化がないから、債務名義の拡張に反対である。

(2)ア これを具体的に述べると、まず、仮執行宣言付き判決等は、いずれもその暫定的性質からして、他の債務名義と異なり取り消される可能性があり（仮執行宣言付き判決に限定した統計ではないものの、全高等裁判所の控訴審通常既済事件で判決が言い渡された8935件のうち取消判決は2106件（24.3%）に上る。）、これに基づく財産開示手続の申立てを認めると、本来、開示を要しない者に財産開示を命じる危険性が少なくない。

イ 次に、執行証書については、作成時の力関係に影響されたり、過度に早期に合意を成立させようとしたりして、その成立過程や合意の存否、内容等を巡る紛争が生じがちである。それは養育義務等に係る定期金債権を目的とするものについても同様である（執行証書に基づく支払をしない原因に、協議離婚を成立させようと支払能力を超えて支払う旨の合意をする、離婚後の状況の変化により支払額が過大となる等のケースが少なくない。）。

ウ さらに、支払督促（仮執行宣言付き支払督促、確定した支払督促）については、原野商法等に関連した悪用事例が続いている状況であり、これに基づく財産開示手続の申立てを認めることの弊害は大きい。もともと督促手続は簡易な債務名義形成を目的とする略式手続であり、支払督促の債務名義性が認められたのは、違法執行が行われても原状回復が容易だからである。支払

督促は、制度自体に非債務者に執行力が及ぶ可能性を内包するといっても過言ではなく、そのような債務名義についてまで、財産開示命令の申立てを認める必要性はない。

- (3) 以上の次第で、仮執行付き判決等、執行証書及び支払督促による申立てを認めることには弊害が大きく、債務名義の種類拡大に反対する。

2 不奏功等の要件の廃止（注1）

- (1) ア 判決等が確定したにもかかわらず債務者が任意の弁済をしない場合、債権者としては、強制執行により債権の満足を図るほかはなく、そのための準備手続として設けられたのが財産開示手続である。

このように財産開示手続が金銭債権の強制執行を奏功させるための準備的手続である以上、財産開示手続の申立に先立って、債権者に一度強制執行を行わせ、それによる満足が得られないことを要件とする現行法197条1項1号は、強制執行の準備手続という性格と合致しないし、債権者に極めて大きな負担を課するものであることから、廃止されるべきである。

- イ 同項2号の要件（以下「2号要件」という。）は、知っている財産について強制執行を実施しても当該金銭債権の完全な満足を得られないことの疎明を要するものであるが、確かに、2号要件を満たさないことを理由として申し立てが却下された事例は、多くないようである。

しかし、もともと「知っている財産」の内容が一義的ではないし、仮に債権者が既に知っている財産に止まらず、債権者が通常行うべき調査を行って知っている財産と解する場合（東京高裁平成17年4月27日決定）、「通常行うべき調査」の範囲の曖昧さは解消されない。同号が厳格に解釈されると、債権者にとって負担が過大となる危険性がある。仮に裁判所がそのように解釈しないとしても、申立人において、実際に申し立てる前にこれを予測するのは困難であり、申立人が裁判所の運用を忖度し、財産開示手続の申立てに先立ち、無益ながら動産執行、債権差押え等を申し立て、それらが奏功しなかった事実を踏まえた上で財産開示手続の申立てをすることが少なくない。このような状況こそが、財産開示手続の利用停滞の一因であり、2号要件を廃止する必要性は高い。

- (2) その上で、債権者が財産開示手続を申し立てる場合に、債権者が既に弁済を受けている、債務者の責任財産を十分に把握しているような事態は稀有なことであろうから、そのような事情があれば、むしろ債務者に証明を求めるのが妥当であり、（注1）のような規律を設けるのが適切である。

もっとも、現行法では、申立要件を定めて、その充足を認定したときに実施

決定がなされ、不服がある者は1週間以内に執行抗告で争うという規律となっているのに対し、(注1)の案は、申立要件は債務名義の存在とし、取消事由(本文)としてイを掲げ、その例外としてウを設ける構成が示されるに止まり、不服申立手続の内容が明示されていない。この点、財産開示期日までであればいつでも取消申立が可能とすると、債務者が引き延ばし目的で理由のない取消申立てをすることにより、全体として財産開示手続の実施が遅延する虞がある。そこで、取消申立てに期間期限を設けるなど、徒に財産開示手続の実施が引き延ばされない制度を設けるほか、不服申立手続を即時抗告とするなど、迅速性に配慮した規定を設けるべきである。

なお、当連合会は、2013年(平成25年)6月21日付け「財産開示制度の改正及び第三者照会制度創設に向けた提言」(以下「日弁連提言」という。)において、「民事執行法197条の強制執行不奏功等要件を削除し、原則として強制執行開始要件が備わっていれば財産開示決定をすることとし、例外的に『申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得るに十分な債務者の財産を容易に探すことができる」と認められる等正当な理由がないとき』には、職権又は債務者の申立てにより、財産開示の申立てを棄却できるものとすべきである。」との提言をした。債務者を債権者の濫用的な申立てから守る趣旨で上記提言をしたものであるが、部会における議論を踏まえ、上記規範的要件が執行法になじまず、その趣旨は(注1)の考え方の立法化により図り得ると考えるに至ったので、全体として(注1)の意見に賛成する。

3 再実施制限の見直し(注2)

財産開示手続の再実施制限については、現代における資産状況変化の速度、頻度の高度化に照らすと、再実施制限期間を3年とする現行法(法197条3項)は長期に過ぎる。そこで、日弁連提言は、「民事執行法197条3項を削除すべきである。」としつつ、濫用的な申立てには、前項の「正当な理由がないとき」に該当するとして却下すべきであると提言したのであるが、部会における議論を踏まえ、(注2)のように再実施が制限期間(法197条3項)を短縮することにむしろ合理性があると考えに至った。その期間は、金融資産等の流動性が極めて高いことを考慮し、1年程度とするべきである。

(2) 手続違背に対する罰則の見直し

開示義務者が、正当な理由なく、執行裁判所の呼出しを受けた財産開示期日に出頭せず、又は宣誓を拒んだ場合や、財産開示期日において宣誓した開示義務者が、正当な理由なく陳述すべき事項について陳述をせず、又は虚偽の陳述をした場合の罰則（民事執行法第206条第1項）を強化するものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

現行法は、開示義務者が、正当な理由なく、執行裁判所の呼び出しに基づく財産開示期日への不出頭、宣誓拒否、正当な理由のない不陳述、又は虚偽陳述に対し30万円の過料処分を定めるのみであるが、制裁として脆弱であり、これが現行財産開示手続の機能不全をもたらす一因となっている。そこで、日弁連提言では、虚偽陳述を刑事罰の対象とし、その他は過料を維持しつつも過料金の額を引き上げるという提案をした。

この点について、部会における議論を踏まえると、必ずしも虚偽陳述が不出頭、宣誓拒否及び不陳述に比べて違法性が高いと断じきれないし、財産開示の実効性強化のために刑罰が有効と考えるに至ったので、虚偽陳述以外のものを含む形での罰則の強化に賛成する。

なお、憲法の保障する罪刑均衡の原則（最大判昭和49年11月6日刑集28巻9号393頁）に照らし、懲役刑の法定化については慎重な検討が望まれる。

2 第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度の新設

(1) 新たな制度の創設

執行裁判所が、債権者からの申立てにより、債務者以外の第三者に対し、債務者財産に関する情報の提供を求める制度を新たに創設するものとする。

【意見】

賛成する。ただし、債権者の権利実現の強化の観点から、弁護士会照会制度に対する影響に配慮するとともに、諸外国の立法例に劣らない法制度の創設を目指すべきである。

【理由】

1 第三者から情報を取得する制度を創設すべき必要性 — 自助努力の限界

わが国では、金融機関等が不動産担保権を得るため、それ以外の債権者が不動産強制競売を申し立てても債権回収に結びつくことは少ない。また、換価可能な動産が乏しいため、動産執行は執行不能が常態化している。ここにおいて、わが国で債権者の権利の実現を図るためには、債権及びその他の財産に対する執行の充実が重要であるが、債務者が有するこれらの財産権を債権者が把握することは至難の業である。元来、債権及びその他の財産は不可視である上に、実務上、強制執行の対象として重要性の高い預貯金債権、株式、社債、投資信託受益権、保険契約解約返戻金請求権等は、いずれも電子的情報によって管理され、個人情報保護法制の整備と相俟って、債権者がこれらの情報に接することは凡そ不可能なのである。債権者に対して債務者の債権及びその他の財産に係る情報の調査を求めるのは、現実的ではない。

そのため、現在、訴訟等で時間と労力をかけて債務名義を取得しても、債務者が任意に弁済に応じない限り、強制執行を通じた権利の実現が困難な状況にあり、これを放置するときは国民の司法に対する信頼が損なわれかねない。司法制度を社会の変化に合わせ、司法に対する国民の信頼を確保するためには、債権者が債務者財産に関する情報を取得する制度の充実及び強化が喫緊の課題であり、第三者に債務者財産に関する情報の提供を求める制度（以下「第三者照会制度」という。）を創設する意義は大きい。

2 弁護士会照会制度との関係

第三者照会制度の創設に当たり、その制度自体の内容の検討が重要なことは言うまでもないが、現在、弁護士会照会制度が同じような機能を果たしており、これとの協働関係にも配慮する必要がある。すなわち、有名義債権者の委任を受けた弁護士が照会申出をすると、これを受けた弁護士会は、弁護士の申出が制度の趣旨に照らして適切であるか否かを判断し、それが充たされると判断するときは、公務所又は公私の団体に対して債務者の責任財産の照会を行い、多くの第三者から回答を得ている。当連合会の弁護士会照会制度委員会の調査によると、平成28年1月から12月までの間に全国の各弁護士会が実施した弁護士会照会の件数は、合計18万7219件であり、そのうち2万9866件が「銀行」（①都銀・地銀、②信金・信組、③ゆうちょ銀行）に対するものであった。いわゆる「全店照会」（債務名義を有する債権者が照会先銀行に対し、全支店における債務者名義預金の有無、残高を照会するもの）は、そのうちの約半数を占め、最近は、メガバンクを始めとしてほとんどの銀行から全店照会に対する報告が得られているのである。

そして、弁護士会照会制度は、弁護士が受任している事件を処理するために必

要な事実の調査等をするを容易にするために設けられたものであり、「照会を受けた公務所又は公私の団体は、正当な理由がない限り、照会された事項について報告をすべきもの」（最判平成28年10月18日民集70巻7号1725頁）であるから、第三者照会制度の創設によってその解釈に変更が生じる余地はない。したがって、弁護士会照会を受ける被照会者としては、第三者照会制度の運用が開始された後も、引き続き回答義務を負うものと解される。

このように既に広く定着し、今後とも大きな役割を果たし続けていく弁護士会照会制度に鑑みれば、今般、国民全体が広く利用できる制度として創設しようとしている第三者照会制度については、弁護士会照会制度との協働関係に十分配慮し、弁護士会照会制度の要件との差異に応じた適切な要件及び効果を定め、両者が相まってより適切かつ充実した情報取得制度となるように設計すべきである。

(2) 制度の対象とする第三者と情報の具体的な範囲

ア 金融機関から、債務者の預貯金債権に関する情報を取得する制度を設けるものとする。この場合に取得すべき情報の範囲については、債務者が当該金融機関に対して有する預貯金債権の有無のほか、その預貯金債権に対する差押命令の申立てをするのに必要となる事項（取扱店舗、預貯金債権の種類及び額等）とするものとする。

イ 一定の公的機関から、債務者の給与債権に関する情報（勤務先の名称及び所在地）を取得する制度を設けるものとする。

(注) 本文の制度のほか、債務者の株式、投資信託受益権、生命保険契約解約返戻金請求権等に関する情報を債務者以外の第三者から取得する制度を設けるものとする考え方がある。

【意見】

アに賛成する。これに加えて、(注)を参考に、証券会社等の金融商品取引業者が有する株式、社債、投資信託受益権等に係る情報並びに保険会社が有する保険契約に係る情報を取得する制度を創設すべきである。

イに賛成する。ただし、情報の対象を債務者の給与債権に関する情報（勤務先の名称及び所在地）に限定するのではなく、不動産登記に関する情報（名寄せ）を取得できる制度を創設すべきである。

【理由】

1 はじめに

(1) 情報開示義務に関する基本的な考え方

日弁連提言では、「官庁、公署、銀行、信託会社、証券会社、債務者の使用者

その他の者に対し」「債務者の不動産、預貯金、信託財産、株式、収入、規則で定めるその他の事項」を照会できる制度の創設を提言した。しかし、法制審の議論を踏まえると、これを特定の第三者から特定の事項に絞って照会をする制度とすることにもそれなりに合理性があり、現在、必ずしも日弁連提言に固執するものではない。

しかし、上記のような第三者照会制度の重要性に鑑みれば、第三者が情報提供義務を負う法的根拠については、民事訴訟法上、わが国に居住するすべての人などわが国の民事裁判権に服する者一般に証人義務が課せられているのと同様、これらの者一般に債務者財産に関する情報の提供に協力すべき公法上の義務があるものと観念するべきである。このように一般的義務と解する以上、理論的には、私人、公的機関を問わず、当該第三者が保有している全ての情報を提供すべき義務を負うと解される。もちろん、制度の実効性や第三者の情報集約の目的、事務負担等を考慮して、具体的な法的義務を課する第三者を限定し、その情報の範囲を絞り込むことにも合理性があり、これらの検討に当たり、①情報取得の必要性、②情報提供義務の根拠、③債務者の個人情報等への配慮、④回答に要する事務負担や第三者の対応能力等を考慮するという考え方も首肯できるところである。

(2) 結論（具体的な対象先と情報）

このような観点で検討した結論を先に述べると、債権者は、私人については、金融機関の預貯金債権に関する情報のみならず、証券会社等の金融商品取引業者が有する株式、社債、投資信託受益権等に係る情報並びに保険会社が有する保険契約に係る情報を制度の対象とすべきである。また、公的機関については、不動産情報（名寄せ）及び勤務先情報（勤務先の名称及び所在地）を制度の対象とすべきである。

なお、勤務先情報については、第三者照会制度の創設に伴い給与債権の差押えが増え、その結果、低所得者の生活が脅かされる危険性が増大しかねない。そのため、第三者照会制度を創設するときは、下記第5のとおり、これと併せて給与等の債権に関する差押禁止の範囲等を見直すべきである。

2 私人からの情報取得

(1) 情報取得の必要性について

ア 上記のとおり、預貯金債権、株式、社債、投資信託受益権、保険契約解約返戻金請求権等は、電子的に管理され、実務上、強制執行の対象として重要性が高いにもかかわらず、債権者がこれらの情報に接することができないから、第三者照会制度を通じて情報取得を可能にする必要性が高い。

また、日本銀行の資金循環統計（速報）によると、2017年6月末現在の家計の金融資産で最も多いのが「現金・預金」、これに「保険・年金・定型保証」、「株式等」、「投資信託」、「債務証券」が続く。民間非金融法人については、むしろ第1位が「株式等」であり、これに「現金・預金」、「企業間・貿易信用」、「対外直接投資」が続いている。このように金融資産の保有状況を見ると、株式等及び投資信託の比重が高く、このような立法事実を無視すべきできない（特に、民間非金融法人では、「現金・預金」よりも「株式等」が多いことを直視すべきである。）。

しかも、わが国は、「貯蓄から投資へ」を進めるために、ペイオフ部分解禁、証券投資優遇税制の導入など、様々な施策を講じてきた。さらに、政府は、「日本再興戦略－JAPAN is BACK－」（平成25年6月14日閣議決定）、「日本再興戦略改訂版」（平成26年6月24日閣議決定）などを通じて、対内直接投資の増加に向けた施策を講じてきている。このように政府が投資を促しておきながら、株式、投資信託受益権を第三者照会制度の対象としないのでは、債権回収の空白地帯を設けるばかりか、政策としての不整合の批判が妥当するように思われる。

さらに、第三者照会制度の対象を預貯金債権に限定し、株式、社債、投資信託受益権等を取り込まないようでは、上記のとおり、低所得者層に対する財産開示手続のみを強化し、中高所得者層に対する財産開示手続を据え置くことになりかねず、バランス上も問題を孕むと言わざるを得ない。

イ これに対し、本文の金融機関からの預貯金債権に限定する考え方は、債権差押命令の申立てに当たり、金融機関の預貯金債権については、その支店店舗の特定を要し、その情報を得る必要性が高いのに対し、それ以外の財産権については、支店の特定が不要であり、必ずしも厳格な特定を要求せず、探索的な差押申立てが可能であることから、第三者照会制度を創設しても大きなメリットはないと考えるようである。

しかし、現在、証券会社等の金融商品取引業者数は、全事業者数で1948、金融庁監理業者だけでも323社に及ぶ（以上、平成29年7月31日現在）。また、生命保険会社は38社、外国生命保険会社は3社、損害保険会社は30社、外国損害保険会社等は21社、免許特定法人が1社であり（以上、同年9月1日現在）、損害保険会社は52社である（同年4月3日現在）。上記意見による限り、十分な情報を保有しない債権者は、偶然差押えの効力が生じるまで差押えを続ける必要があるが、それでは債権者に非効率な作業を強い、司法に対する信頼を損ねかねない。しかも、債務者が複数の会社に

分けて資産を有する場合、最初の差押えの直後にその他の資産を隠匿することが可能となり、上記意見は債務者の不正を誘発することになりかねない。

ウ さらに、本文の考え方は、差押債権の割付けの問題を無視しており、妥当でない。すなわち、超過差押えを禁じる趣旨から、債務名義の額面を超える債権の差押えは許されないから、債務者が複数の債権を有するときは、差押債権を割り付けて債権差押命令の申立てをする必要がある。そして、その割付けが債務者の有する債権額に相当するものでないと、有効な差押えを実現できず、かえって債務者に執行逃れの機会を与えかねない（例えば、債権者が150万円の債務名義を有し、債務者がA銀行甲支店に100万円口の、B証券会社に50万円口の投資信託解約返戻金債権を有する場合を想定する。債権者が、A銀行甲支店に100万円、B証券会社に50万円に割り付けて債権差押命令を受ければ、全額の回収が可能だが、事前に契約内容を把握していない債権者がA銀行甲支店に50万円、B証券会社に100万円に割り付けると、A銀行甲支店からは請求債権50万円の限度で、B証券会社からは残高50万円の限度でしか回収できず、権利の実現は合計100万円に止まる。その後、債権者が、債務名義の還付を受け、改めてA銀行甲支店に請求債権50万円の債権差押命令の申立てをしたところで、債務者が差押命令の送達時までA銀行甲支店の預金をそのまま保持することは期待し難い。).

債権者としては、空振りすることのないよう、債務者の全財産を把握した上で、その価値に対応する形で強制執行をする必要があるが、本文の考え方はこれに対する配慮が欠けている。上記のとおり、自助努力による債権者の情報収集に限界がある以上、第三者照会制度を通じて、金融機関のみならず、金融商品取引業者、生命保険会社及び損害保険会社から情報を得られる制度を設けるべきである。

エ なお、第三者照会制度については、諸外国でも類似の制度が設けられているところであるが、照会を行う主体、手続等は各国の法文化や法制度に伴い多様ながら、第三者から債務者財産に係る情報を得るための照会先及び照会事項を広範なものとする仕組みが整っている。例えば、ドイツでは、執行官が住民局、個人局、保険者から住居所の情報を、連邦自動車庁から自動車、連邦中央税務庁から金融機関の口座情報を取得することが可能であり、フランスでは、執行士が税務当局から預金口座情報、社会保険機関から使用者情報及び住所情報等を得る制度がある。韓国でも、個人の財産及び信用に関するコンピュータ・ネットワークを管理する公共機関、金融機関、団体等に対し照会が可能である。

今般創設されるであろう第三者照会制度においても、既に立法化され、運用されている他国の類似制度を参考に、照会先及び照会事項がそれらに匹敵する広範なものとなるよう検討すべきである。

(2) 情報提供義務の根拠について

上記のとおり、本邦に居住する者等に等しく証人義務が課されるのと同じように、広く本邦に居住する者等は抽象的に回答義務を負うものと理解するべきであり、金融機関、金融商品取引業者、保険会社に情報提供義務を課することは可能である。また、これらの者の行う業務は、いずれも公共的性格を帯び、「国民経済の健全な発展に資すること」を目的としている（銀行法1条、金融商品取引業法1条、保険業法1条等）。強制執行が円滑に行われることは、一債権者の利益が確保されるに止まらず、司法制度を通じた国民経済の健全な発展につながるものであるから、金融機関、金融商品取引業者、保険会社に一定の義務を負担させることは可能というべきである。

(3) 債務者の個人情報等への配慮

ア 債務者が債務名義によって金銭給付を命じられている場合、債務者は、財産開示手続の申立てを受けたときは、全財産を開示すべき義務を負っており（法199条1項）、ただ例外的に、所定の要件を充足し、かつ、裁判所の許可があつてはじめて、陳述義務が一部免除されるにとどまる（法200条1項）。このように債務者が、通常、全財産につき開示義務を負っている以上、債務者は責任財産に関する情報を秘匿する利益を持たない。したがって、第三者照会制度で第三者に情報提供義務が認められ、債務者の個人情報等が債権者に伝わったとしても、債務者の利益を損なうとはいえない（金融機関が民事訴訟において訴訟外の第三者として開示を求められた顧客情報について、当該顧客自身が当該民事訴訟の当事者として開示義務を負う場合には、同情報は、金融機関がこれにつき職業の秘密として保護に値する独自の利益を有するときは別として、民訴法197条1項3号にいう職業の秘密として保護されないと判示した最高裁決定として、最決平成19年12月11日民集61巻9号3364頁参照）。

より実質的にみても、株式、社債、投資信託受益権のように、余裕資産といふべきものを有しているにもかかわらず、債務名義があるのに支払をしない債務者について、強制執行を免れるために、その情報を秘匿する利益を保護する必要があるとは考えがたい。

イ また、金融機関、金融商品取引業者、保険会社には守秘義務、個人情報保護義務が課せられているから、第三者照会の申立てのあつた事実や回答内容

がその他の第三者に知れ渡る可能性がなく、債務者の個人情報等が侵害されることはない。

(4) 回答に要する事務負担や第三者の対応能力等

金融機関、金融商品取引業者、保険会社は、内部にコンピューターシステムを整備し、財産の検索に対する負担は小さい。債権差押えの陳述催告では、いずれも迅速に回答をしておき、対応能力は十分である。

なお、第三者照会を通じて早期に回答することは、無駄な調査を避ける観点で、第三者にとってもメリットがあるように思われる。

(5) まとめ

以上の次第で、上記①から④までの観点で私人から取得可能な情報を絞り込むにしても、少なくとも金融機関の預貯金債権に関する情報、金融商品取引業者が有する株式、社債、投資信託受益権等に係る情報並びに保険会社が有する保険契約に係る情報を第三者照会制度の対象とすべきである。

近時発表された伊藤眞「執行債務者の金融資産に係る情報を第三者から取得する制度の在り方 ― 権道と正道 (ius track)」金融法務事情2074号18頁は、第三者照会の相手方を金融機関又は銀行等に限定する理由に疑問を呈し、預かり資産に関する情報取得の必要性、金融資産取扱機関の地位と責務、執行債務者に対する手続保障の意義を詳細に分析した上で、預貯金、保険、株式、社債、信託受益権などの金融資産取扱機関を広く相手方に含めるべきであると論じており、当連合会の意見と方向性を同じくする。今後の議論において参考にされるべきである。

2 公的機関からの情報取得

(1) 情報取得の必要性について

公的機関が有する情報のうち、不動産情報及び勤務先情報はいずれも情報取得の必要性が高い。すなわち、一般に不動産の価値は高く、権利の実現にとって重要な財産である。しかしながら、不動産情報が登記で公開されているとはいえ、その中から債務者が権利を有するものを検索することは事実上不可能である。名義人単位で不動産情報を管理するのは公的機関に限られており、そこから情報を得ない限り、債務者の不動産情報を特定することはできない。

次に、勤務先情報であるが、勤務先情報は全く公開されておらず、債務者の勤務先を知らない債権者にとって、その調査は困難であるし、近時、個人情報の保護、セキュリティの発達などにより、その調査はますます困難となっており、公的機関からの情報提供に頼らざるを得ない状況にある。

(2) 情報提供義務の根拠について

ア 地方税法 22 条，地方公務員法 34 条 1 項，日本年金機構法 25 条には，事務従事者等，役職員に秘密保持義務が課せられているが，これらの現行法の解釈に当たり，公的機関からの情報提供が求められた場合，個別具体の状況に応じ，事案の重要性や緊急性，代替的手段の有無，全体としての法秩序の維持の必要性等を総合的に勘案し，保護法益間の比較衡量を行ったうえで，情報提供が必要と認められる場合に，必要な範囲で情報の提供に応じることが適当であるとの見解が有力に主張されている（地方税務研究会編『地方税法総則逐条解説』（地方税務研究会，2013年）690頁）。

イ この点でまず指摘したいのは，執行手続は，単に債権者の私益追求の手続ではなく，国家機関が私人による自力救済を禁じ，これに代わって債務名義により確定された権利を実現する手続という点である。執行手続の実効性が確保されないと，債権者が国家機関の認めた権利の満足を得られず，国家機関に対する信頼を毀損しかねない。この意味で執行手続は，公的側面を有し，国家機関に対する信頼を確保する重要な役割を担っており，第三者照会制度に応じるべき重要性，緊急性は高い。

ウ 次に，上記(1)でみたように，照会の対象事項は，いずれも他の手段で情報を得ることが困難なものばかりであり，代替的手段を欠く。

エ さらに，全体としての法秩序の維持の必要性等については，債権者が他の手段では得ることが困難な情報を公的機関が提供しないときは，公的機関が債務者の義務不履行を助長しかねないのであり，その開示に応じないことは法秩序の維持にそぐわないこととなる。

もつとも，公的機関が同一債務者に対して公租公課を有し，差押えの局面に入っているときは，第三者照会に応じることが徴税に支障を生じる可能性があるかもしれない。しかし，そのようなときは公的機関が迅速に差押えをすべきなのであって，債権者に対して情報提供を拒む理由となり得ないし，仮にこれを斟酌すべき事情があるとするは，その例外規定を設ければ足りるのであって，一律に第三者照会制度の対象としない理由とはならない。

オ 保護法益の比較衡量については，債務者の情報秘匿の利益よりも，債権者の権利の実現を優先させるべきである。特に，不動産情報に関しては，もともと登記によって公開されているのだから，その情報を秘匿すべき理由はない。

これに対し，勤務先情報については，その情報を開示され，給与債権の差押えがなされることにより，無資力の債務者が過酷な生活に追い込まれることも懸念されるが，この問題への対処は，併せて差押禁止債権の制度の見直

し（給与等の債権に関する差押禁止の範囲の見直し（差押禁止の最低限度額の設定）等によってなされるべきである。

カ 以上を総合勘案するならば，第三者照会制度の創設によって秘密保持義務を解除することの合目的性は高いし，その制度が立法化されたときは，特段の事情のない限り，公的機関は照会に応じるべきであると考ええる。

(3) 債務者の個人情報等への配慮

上記のとおり，債務者の情報秘匿の利益よりも，債権者の権利の実現を優先させるべきである。また，公的機関には守秘義務が課せられているから，第三者照会の申立てのあった事実がその他の第三者に知れ渡る可能性がなく，債務者の個人情報等が侵害されることはない。

(4) 回答に要する事務負担や第三者の対応能力等

不動産情報は固定資産課税台帳に登録されており，勤務先情報も保険加入記録に登録されており，公的機関が情報提供をする上での負担は少ない。

(5) まとめ

以上の次第で，上記①から④までの観点で公的機関から取得可能な情報を絞り込むにしても，少なくとも不動産情報及び勤務先情報を第三者照会制度の対象とすべきである。

(3) 第三者から情報を取得するための要件

ア 第三者から情報を取得する手続の申立てに必要とされる債務名義の種類やこの手続の実施要件については、後記イ及びウの事項を除き、財産開示手続に関する規律（現行の規律を見直すのであればその見直し後の規律）と同様の規律によるものとする。

イ 第三者から情報を取得する手続と現行の財産開示手続との先後関係について、次のいずれかの規律を設けるものとする。

【甲案】（財産開示手続を前置する必要があるとする案）

(ア) 第三者から情報を取得する手続の申立てをするためには、その申立ての日前3年以内に、財産開示手続が実施されている必要があるものとする。

(イ) 第三者から情報提供を求める決定に対しては、執行抗告をすることができないものとし、同決定が債務者に告知される前であっても、第三者は情報提供を行うものとする。

【乙案】（財産開示手続を前置する必要がないとする案）

(ア) 先に財産開示手続が実施されていなくても、第三者から情報を取得する手続の実施を申し立てることができるものとする。

(イ) 第三者から情報提供を求める決定に対しては、債務者が執行抗告をすることができるものとする。

(ウ) 第三者から情報提供を求める決定は、確定しなければその効力を生じないものとし、同決定の第三者への告知は、その確定後にするものとする。

ウ 過去の一定期間内にこの手続により同一の第三者から情報を取得した場合であっても、この手続の再実施を制限しないものとする。

(注) 第三者から情報を取得する手続と財産開示手続との先後関係（本文イ参照）については、金融機関から預貯金債権に関する情報を取得する手続については、先に財産開示手続が実施されていなくても、金融機関から当該情報を取得する手続の実施を申し立てることができるものとした上で、第三者から情報提供を求める決定が債務者に告知される前であっても、第三者は情報提供を行うものとする考え方があ

【意見】

アに賛成する。

イについては、【乙案】（ア）を採用する限りで賛成し、（イ）及び（ウ）を設ける

ことに反対する。

ウに賛成する。

(注)の考え方に賛成するが、「金融機関から預貯金債権に関する情報を取得する」場合に限定するのではなく、金融機関から預貯金債権に関する情報、金融商品取引業者から株式、社債、投資信託受益権等に係る情報、保険会社から保険契約に係る情報をそれぞれ取得する場合も、同様の規律に服せしめるべきである。

【理由】

1 第三者照会制度の実施要件

第三者照会制度についても、財産開示手続と同様に、強制執行の準備を目的として、債務者の財産に関する情報を取得するものであるから、財産開示手続と同様の規律を設けるべきである。

2 密行性優先の必要性

(1) 甲案は、第三者からの情報取得に先行して財産開示手続を実施することを要件とし、その理由として、第三者に対して情報提供義務を負わせるためには債務者が債務者財産に関する情報について開示義務を負うと判断されたことが必要であること、第三者の負担を軽減すること、債務者の手続保障を図ること等が挙げられている。

(2) ア しかし、賛成できない。債務者の責任財産を把握するために、現行の財産開示手続の実効性を高め、債務者本人から情報を得ることが重要なことは言うまでもない。しかし、もともと債務者から責任財産の情報を得ることは困難であり、特に、敵対的な関係の債務者からの情報取得は不可能に近い。今回、財産開示手続に応じない場合等の罰則を強化するとしても、実効性強化には限度がある。

イ また、差押えがなされた場合には、債務者がその対象から漏れた財産を解約、現金化してしまうことがあり、その後の捕捉は困難である。第三者照会制度の検討に当たっては、資産隠匿の危険性を考慮し、手続の密行性を優先させるべきである。

なお、債務者による財産隠匿の危険性と時間的経過について付言すると、債権者が債務者に対して金銭請求をする場合、訴え提起から、判決等の確定、財産開示手続に至るまで、あらゆる段階で資産隠しが行われる可能性がある。もちろん将来の強制執行を予想し、訴訟手続中に資産隠しを行う債務者も少なくないが、強制執行の着手を契機に債務者が資産隠しをする例も少なくなく、訴え提起から時間が経過したから、財産開示手続を前置したとろで財産隠しの危険は高まらないという見方は誤りである。

ウ さらに、財産開示手続においては、債務者が真実を開示するとは限らないし、質問権があるとはいえ、債権者が真実性を検証する手段に乏しい。これに対し、第三者照会制度における第三者が回答せず、また虚偽回答をする可能性は極めて低く、第三者照会制度のほうが、情報の範囲が限定されるとはいえ、債務者の責任財産を正確に把握できる点で優れている。

なお、債務者は、財産開示手続によって開示期日に呼出しを受け、期日出頭し、原則として全ての財産（開示項目は多岐にわたっている。）を財産目録に記載したうえで期日に臨み、全ての財産を開示しなければならない。しかも不出頭等にはこの見直しにおいて刑事罰が課される可能性が高い。債務者の事実上の負担という観点からも、財産開示手続を前置する合理性があるのか疑問である。むしろ、第三者照会制度を先行させるほうが、債務者の負担は小さいとも考えられる。

エ 加えて、もともと手続保障を設ける趣旨は、究極的には債務者のプライバシー、営業秘密等を保護することにあるが、上記のとおり、第三者照会制度の対象が預貯金債権、株式、社債、投資信託受益権、保険契約解約返戻金請求権等、不動産情報、勤務先情報に限定されるのであれば、それでプライバシーの侵害の程度は限定的であるし、営業秘密の侵害が生じるのは稀であろう。また、債権額以上の取立てが不可能であり、債権者に罰則付きで目的外使用が禁止されるから、債務者の不利益は限られている。

オ 以上を総合的に勘案するならば、第三者照会制度を現行の財産開示制度の補完と位置づけるのではなく、両者を並列的に位置づけるべきであって、両者の先後関係を認める甲案には反対する。

3 乙案の問題点

(1) 不十分な密行性

乙案は、財産開示手続を先行しなくても、第三者からの情報取得を実施することができるとするものであり、上記の密行性の必要性に応えるものといえるから、基本的に賛成する。ただし、(イ)及び(ウ)については、第三者からの情報取得前に債務者に手続申立ての事実が知られてしまい、密行性の点で不十分であるから、これらを含めることには反対する。(ア)を導入する限りで賛成する。

(2) 制度の在り方

第三者から情報を取得する手続の申立てに必要とされる債務名義の種類や当該手続の実施要件が財産開示手続と同様の規律によるのであれば、執行裁判所が第三者照会の実施を相当と判断する以上、債務者自身はその財産に関する情

報を開示する義務を負うのと同視し得るのであり、第三者の守秘義務の要請は後退するものとする。もちろん債務者の手続保障は重要な考慮要素であるが、上記のとおり、第三者照会制度の相手方と情報の範囲を限定的にするのであれば、債務者のプライバシー、営業秘密の侵害の程度も少なく、万一、債務者が被る不利益が不合理なものとしても、そのときは事後的な損害賠償によることで足りる。

なお、手続の実施後においても債務者に全く知らされないというのでは、債務者が被った不利益に係る損害賠償の機会が奪われかねない。そこで、第三者による情報提供から債権者が執行に着手する合理的期間（例えば、8週間）が経過した後に、執行裁判所は債務者に対し、第三者照会に付する旨の決定を告知するべきである。

4 再実施の制限

再実施を制限すれば、情報を開示した第三者において、再度の開示を拒絶できることになるが、過去に行った開示の日時、債務者、回答内容等を管理する負担が生じる。また、債務者財産の変動の頻度が高くなっている実情に鑑みれば、再実施制限をすることなく開示することとすることが適切である。

5 預貯金債権に関する特例

（注）には、預貯金債権に限って財産開示手続の実施を要件としない考え方が示されているが、預貯金債権に限定すべき理由はない。第三者照会制度全般で同じ手続とするべきである。

(4) 回答の送付先等

情報提供を求められた第三者は、執行機関に対し、債務者財産に関する情報を回答するものとする。この回答についての閲覧等の請求（民事執行法第17条）は、申立人、債務者、当該第三者のほか、この手続の申立てに必要なとされる債務名義を有する他の債権者に限り、することができるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

第三者に債務者財産情報を求める手続は、執行裁判所が事件管理をすることが適切である。第三者の情報提供義務の履行の有無を巡る紛争を防止する観点からも、第三者からの回答を執行機関に保管する必要がある。さらに、債務者の手続保障を図るため、債務者が執行機関を通じて第三者からの回答の内容を確認できるようにすべきである。

記録の閲覧については、不必要な利用を抑制し、併せて第三者の負担を軽減するため、申立人、債務者、当該第三者及び申立資格を有する他の債権者に限定するのが妥当である。

(5) 第三者に対する費用等の支払

情報提供を求められた第三者が、回答に要する費用等の支払を請求することができるものとする。

【意見】

賛成する。費用等の額は、定額かつ低額の方で議論を進めるべきである。

【理由】

第三者に情報提供の事務負担が生じることが明らかであり、情報提供を促進する観点からも費用等の支払を請求できるものとするのが適切である。

調査嘱託については、裁判所に費用の予納をすることなく、直接第三者に対して費用等を支払う例が多く、第三者照会制度も同様の仕組みとするときは、第三者ごとに費用が区々となり、第三者間の不公平を招く危険性がある。大量の第三者照会の申立てがなされことを考えると、費用等の額は、定額かつ低額の方で議論を進めるべきである。

(6) 情報の保護

債務者財産に関する情報の提供を受けた申立人及びその情報に関する事件記録の閲覧等をした債権者は、当該情報を、当該債務者に対する債権をその本旨に従って行使する目的以外の目的に利用し、又は提供してはならないものとし、この規律の違反に対する罰則を設けるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

第三者から提供を受ける情報は、債務者のプライバシーや営業秘密等に関わるものであり、情報の目的外利用を制限する必要性は高いと考えられから、民事執行法202条、206条等を参考にして罰則を設けるべきである。

なお、過料という弱い罰則であるがゆえに、財産開示手続で得られた情報が他の目的のために利用された事実があったとの情報に接したことがなく、刑罰化は慎重に検討するべきである。

第2 不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策

1 買受けを制限する者の範囲

(1) 次に掲げる者による不動産の買受けを制限するものとする。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下、アとイを併せて「暴力団員等」という。）

ウ 法人でその役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの

【意見】

賛成する。

【理由】

1 不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策について

(1) 不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策の必要性

ア 暴力団事務所の危険性

暴力団の活動の拠点である暴力団事務所は、対立抗争が発生すると、反目する暴力団による攻撃の対象となる。対立抗争では多くは銃器が用いられ、一般市民が巻き添えになって死傷する事件も数多く発生している。そのため、暴力団事務所は、極めて危険で、周辺住民が平穏に居住する権利（人格権）を侵害する存在となっている。

イ 暴力団による不動産取得を防ぎ暴力団の資金獲得を防ぐ必要性

暴力団による被害の根絶のためには、暴力団に活動資金を獲得させないよう必要がある。暴力団は、地上げ、占有屋等、威力を利用して不動産取引に介入し、そこで得られた利益を資金としている。また、暴力団事務所は、暴力団の資金獲得活動の根拠地としても機能している。このように、不動産が、暴力団の資金獲得に用いられている。

ウ 民間取引との比較

各都道府県で制定された暴力団排除条例の多くは、民間の不動産の譲渡に関して譲渡の相手方が当該不動産を暴力団事務所の用に供しないことを確認すべき義務等を規定している。そして、民間取引では、暴力団排除条項のある契約書が用いられ、暴力団事務所の用に供しようとしている場合に不動産を譲渡しないだけでなく、暴力団等の反社会的勢力とわかっている者に対して不動産を譲渡しないことが一般的になっている。

エ 公有地の売却

公有地の売却においても暴力団関係者に不動産を売却しない扱いがなされるようになってきている。

オ 民事執行手続での暴力団排除が後れていること

しかし、現状では、民事執行手続では、暴力団関係者不動産を取得することができてしまうのであり、暴力団にとって裁判所の競売において不動産の買受け申込みをすることが、民間や地方公共団体の不動産の購入から排除されていることからの堂々たる抜け道となっている。

(2) 日弁連意見書

そこで、当連合会は、2013年（平成25年）6月21日付け「民事執行手続及び滞納処分手続において暴力団員等が不動産を取得することを禁止する法整備を求める意見書」（以下「日弁連意見書」という。）において、民事執行手続及び滞納処分手続において、暴力団員もしくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者または法人でその役員のうち暴力団員等のあるものが不動産を買受けすることを禁止する法整備をすみやかに行うことを求める旨の意見を発表した。

日弁連意見書から4年を経て、不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策を内容とする民事執行法改正の中間試案が示されるに至ったものであり、当連合会は、同方策を実現する法整備が進むことを望むものである。

2 買受けを制限する者の範囲

(1) 中間試案における買受けを制限する者の範囲は、日弁連意見書に即したものであり、賛成である。

(2) 買受けを制限する者のうち、暴力団員については「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員」と実質的に定義すべきである。また、判断日当日時点における暴力団員該当性の証明も極めて困難である点に鑑みれば、他法令の定めや民間実務の例にならい、「暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」も対象とすべきであり、かかる者を対象とすることに目的達成の手段としての合理性もある。

(3) 不動産の競売の入札者の大半が法人であるという実態を踏まえれば、暴力団員への不動産の供給を断つという目的をより実効的に達するためには、法人でその役員のうち暴力団員等に該当する者があるものについても、買受け制限の対象とする必要性が高く、こうした法人の買受けも制限すべきである。

なお、「法人の役員の名等の人定事項を確認するため、仮に、法人の役員全員について住民票の写し等の提出を求めなければならないものとする」と、買受けの申出をしようとする法人や執行裁判所の負担が現状と比べて著しく増大す

る」との懸念に関しては、部会で議論されているとおり、過度の負担を生じさせない代替手段により解消すべきであって、法人の買受け制限自体を回避する理由とはならない、

(2) (1)のいずれかに該当する者の計算において買受けの申出をした者による不動産の買受けを制限するものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

法71条3号は、2号の資格制限の潜脱を防止する趣旨で、買受を有しない者が自己の計算において他人名義で買い受け申出をさせることを禁じており、同条4号にも同趣旨の規定がある。暴力団員につきこれらと異なるものとする理由がない。

また、暴力団員等や、法人でその役員のうち暴力団員等に該当する者があるものが、他人の名義を利用して不動産の競売に参加することを防止するためには、法71条3号の規定にならい、暴力団員等や法人でその役員のうち暴力団員等に該当する者があるものの計算において買受けの申出をした者による不動産の買受けも制限する必要がある。

なお、誰の計算における買受けの申出であるかについて知ることは困難であるとしても、制限規定を置かなければ、暴力団員等や法人でその役員のうち暴力団員等に該当する者による買受けであることが判明した場合にも買受けを許さなければならなくなるから、制限規定を設けることは不可欠である。

2 執行裁判所の判断による暴力団員の買受けの制限

執行裁判所は、最高価買受申出人又は自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者が1(1)のいずれかに該当する者であると認めるときは、売却不許可の決定をしなければならないものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

暴力団員等や暴力団員等が役員となっている法人に不動産の所有権を取得させないこととするためには、民事執行手続の過程において、これらの者による買受けを許さない仕組みを構築する必要がある。

その仕組みとしては、法71条の規律を参考に、最高価買受申出人又は自己の計算において最高価買受申出人に買受の申出をさせた者が暴力団員等や法人でその役

員のうちに暴力団員等に該当する者があるものに該当する場合を売却不許可事由として規定し、執行裁判所が売却不許可事由の存否を判断するのが適切である。

3 2の判断のための警察への照会

(1) 最高価買受申出人についての警察への照会

ア 警察への照会のために必要な事項の明示

(ア) 不動産の売却の手續において、買受けの申出をしようとする者は、その買受けの申出の際に、自己（その者が法人である場合にあっては、その役員）の氏名、生年月日及び性別その他警察への照会に必要な事項を明らかにしなければならないものとする。

(イ) 買受けの申出をしようとする者は、(ア)の事項を証するため、住民票の写しその他の文書を提出しなければならないものとする。

イ 執行裁判所による照会の時期及び対象

(ア) 最高価買受申出人が決定した後、執行裁判所は、最高価買受申出人（その者が法人である場合にあっては、その役員）が暴力団員等に該当するか否かについて、警察への照会をするものとする。

(イ) (ア)の規定にかかわらず、執行裁判所は、(ア)の警察への照会をしなくても、最高価買受申出人（その者が法人である場合にあっては、その役員）が暴力団員等に該当するとは認められないと判断される事情があるときは、(ア)の警察への照会をせずに、売却の許可又は不許可の判断をすることができるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

暴力団員等に関する情報は、警察に照会しない限り容易に収集できないことから、執行裁判所が、最高価買受申出人等が暴力団員等に該当するか否かを判断するに際しては、原則として警察への照会をするものとすべきである。

そのためには、照会に必要な事項を明らかにさせることが必要であり、その誤りや虚偽の申出を防止するため、その正確性を担保するための文書提出を義務づけることが必要である。

なお、法人の役員の生年月日等の事項の証明については、必ずしも役員全員の住民票である必要はなく、生年月日等の記載のある役員名簿に代表者による正確性の証明を付させた文書によるなどの代替手段が考えられる。

また、執行裁判所が、最高価買受申出人等が暴力団員等に該当するとは認められ

ないと判断するに足る資料を有しているときは、警察への照会を行う必要性を欠くから、警察への照会をせずに、売却の許可又は不許可の判断をすることができるものとすべきである。

(2) 自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者についての警察への照会

ア 最高価買受申出人が決定した後、執行裁判所は、最高価買受申出人が第三者の計算において買受けの申出をした者であると認めるときは、当該第三者（その者が法人である場合にあつては、その役員）が暴力団員等に該当するか否かについて、警察への照会をするものとする。

イ アの規定にかかわらず、執行裁判所は、アの警察への照会をしなくても、アの第三者（その者が法人である場合にあつては、その役員）が暴力団員等に該当するとは認められないと判断される事情があるときは、アの警察への照会をせずに、売却の許可又は不許可の判断をすることができるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者についても、(1)と同様に、警察への照会をすることによって、暴力団員等への該当性を判断するのが適切である。

4 暴力団員に該当しないこと等の陳述

(1) 陳述の内容等

ア 買受けの申出をしようとする者（法人である場合を除く。）は、買受けの申出の際に、次に掲げる事項を宣誓の上で陳述しなければならないものとする。

(ア) 自らが暴力団員等ではないこと。

(イ) 自らが、暴力団員等、又は法人でその役員のうち暴力団員等に該当する者があるものの計算において買受けの申出をする者ではないこと。

イ 法人である買受けの申出をしようとする者の代表者は、買受けの申出の際に、次に掲げる事項を宣誓の上で陳述しなければならないものとする。

(ア) 当該法人でその役員のうち暴力団員等に該当する者がいないこと。

(イ) 当該法人が、暴力団員等、又は法人でその役員のうち暴力団員等に該当する者があるものの計算において買受けの申出をする者ではないこと。

【意見】

賛成する。

【理由】

民間の取引や公有地の売却等においては、取引の相手方に対し、自らが暴力団員等ではないこと等を誓約させる方式が広く定着しており、その事前抑止効果も高く評価されているといった実情に鑑みれば、買受けの申出をしようとする者に、自らが暴力団員等ではないこと等を宣誓の上で陳述させることとすべきである。

(2) 虚偽陳述に対する制裁

ア 保証の不返還

(ア) 最高価買受申出人（その者が法人である場合にあってはその代表者）が故意により虚偽の陳述をした場合において、最高価買受申出人につき2による売却不許可の決定が確定したときは、執行裁判所は、当該最高価買受申出人が民事執行法第66条の規定により提供した保証の返還を請求することができない旨を決定することができるものとする。

(イ) (ア)の決定に対しては、執行抗告をすることができるものとする。

(ウ) (ア)の決定により最高価買受申出人が返還を請求することができない保証は、民事執行法第86条第1項に規定する売却代金とするものとする。

イ 罰則

(1)の陳述をした者が（故意により）虚偽の陳述をした場合につき、罰則を設けるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

1 保証の不返還について

最高価買受申出人が暴力団員等であった場合には売却不許可決定がなされることとなるが、この場合には競売手続が遅滞することが避けられない。また、虚偽陳述に対する制裁がないのでは、陳述の仕組みの実効性が失われるおそれがある。そこで、虚偽陳述によって最高価買受申出人となること自体を、制裁によって防止すべきである。

虚偽陳述をした者が最高価買受申出人となったときは、実際に競売手続が遅滞することから、遅滞による関係人の不利益を補うとともに、こうした事態を可及的に防止するため、執行裁判所が、保証の返還を請求することができない旨を決定することができるとの制裁を設けるべきである。

2 罰則について

虚偽陳述を可及的に防止する観点から、虚偽陳述そのものに対する罰則を設けるべきである。また、暴力団員等が、自身が暴力団員等であることを秘して売却許可決定を得た場合には、現行の刑罰法規（詐欺罪（刑法246条1項）や強制執行関係売却妨害罪（刑法96条の4））が適用されるものと考えられるが、より直截に、暴力団員等による買い受け自体を処罰対象とする罰則の制定も検討され

るべきである。

第3 子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化

1 直接的な強制執行の規律の明確化

子の引渡しの強制執行に関して、執行官が債務者による子の監護を解くために必要な行為をする場合（直接的な強制執行）の規律を明確化するものとする。

【意見】

賛成する。

なお、規律の明確化に当たり、子の引渡しの強制執行の実効性の強化及び迅速性の確保並びに子の心身に与える影響に配慮することが重要である。

【理由】

1 規律の明確化

現在、子の引渡しの強制執行に関する明文規定がなく、実務上、動産の引渡しに関する規定を類推適用しているが、強制執行の実効性の強化、迅速性の確保及び子の心身に与える影響に対する配慮が十分とはいえない。規律を明確化するとともに、現在の問題点を克服する立法を目指すべきである。

2 執行の実効性の強化

現在、子の引渡しの直接的な強制執行が十分に機能せず、奏功率が低いとの問題点が指摘されている。最高裁の統計によれば、平成28年度の子の引渡しの執行申立件数は全国で合計116件に上ったのに対して、実際に引き渡されたのは32件であり、奏功率は約27.6%に留まる。そこで、規律の明確化に際しては、強制執行の実効性が確保されるような制度を構築すべきである。

この関係では、執行裁判所を執行機関とし、執行官による直接的な強制執行以外の執行方法も検討されるべきであり、その具体的内容は後述の「その他 第2 「新たな執行制度の創設について」と題する部分において述べる。

3 迅速性の確保

子の引渡しの強制執行は、債権者に子の監護権を認めるべきであるとの裁判所の判断ないし両当事者の合意に基づくものであり、強制執行の遅延は、すなわち本来あるべき監護状態が形成されず、子の福祉に沿わない状態が続くことを意味する。強制執行の実施段階における子の福祉に配慮し過ぎる余り、強制執行が遅延するようでは、法と正義に反するだけでなく、子の福祉に反することを銘記すべきである。

4 子の福祉

これまで子の引渡しに際しては動産引渡しの規定が類推適用されてきたものの、そもそも「子」は動産とは異なるのであるから、規律の明確化に際しても、子の心身に与える負担が最小限になるよう配慮されるべきである。

もっとも、子の心身の負担を軽減するために、どこで、誰が、どのような強制執行を行うべきかについては、一義的に定めるのが困難であり、最終的には個々の事案に即した検討が行われるべきである。したがって、規律の明確化に際しては、このような具体的案件に即した強制執行が可能になるような制度を構築すべきである。

2 直接的な強制執行と間接強制との関係（間接強制前置）

子の引渡しの直接的な強制執行の申立ては、間接強制の決定が確定した日から2週間を経過した後でなければすることができないものとする。

（注1） 間接強制の手続を前置することを原則とした上で、子の急迫の危険を防止するために直ちに子の引渡しの直接的な強制執行をする必要があるときは、例外的に、間接強制の手続との前後を問わず、子の引渡しの直接的な強制執行の申立てをするものができるものとする考え方がある。

（注2） 本文の規律とは異なり、間接強制の手続との前後を問わず、子の引渡しの直接的な強制執行の申立てをすることができるものとする考え方がある。

【意見】

本文及び（注1）の考え方に反対する。

（注2）の考え方に賛成する。

【理由】

1 子の福祉について

(1) 自発的な引渡しに対する期待の当否

中間試案は、強制執行が子の心身に与える負担を最小限にとどめる観点から、できる限り、債務者に自発的に子の監護を解かせることが望ましいと考えるものと思われる。

しかし、平成27年度司法統計家事編の第3表によると、子の監護者の指定その他の処分の審判のうち子の引渡しの事件は、取下率が40.3%、却下率が25.7%と非常に高い一方で、認容率は15.6%と極めて低い。保全処分の場合は、取下率が60.7%、却下率が20.5%と更に高くなり、また

認容率は14.6%と更に低くなる(同第6表)。子の引渡しの事件においては、本案審理に際しても、監護状況を変更することに伴う子への影響も考慮しつつ慎重な判断がなされているのが通例であり、また審理の過程において任意の引渡しを促す試みも相当程度に実施されており、このことが認容率の低さにつながっていると考えられる。裏返せば、引渡しが命じられる事案は、両当事者の対立が激しい中であって、強制執行に伴う子の心身に与える負担を考慮しても、なお引渡しを認容すべきと裁判所が判断した事案にほぼ限られるといえる。

このような事案において、債務者に自発的に子の監護を解かせることは困難であるし、そもそも監護権の強制的な満足を目指す強制執行において、債務者の任意の履行に期待する制度を構築しようとすることに無理がある。

(2) 段階的な執行と子の福祉の関係

次に、間接強制前置を必要的とする考え方は、子の心身に与える負担がより小さい強制執行の方法から順次実施することが相当であるとの考え方に基づくものと思われる。

しかし、債務者が子の引渡しに応じる見込みが低い事案についてまで間接強制前置を必要的とすれば、必ず子の引渡しの実現までに時間を要することになる(執行抗告が申立てられると、更に数か月を要するおそれがある)。この場合、長期に紛争に曝され、当事者間の葛藤の元に置かれることによる子の心身の負担は無視できない。上記司法統計家事編の第43表によると、子の引渡しの認容審判・調停成立件数(総数604件)のうち、対象の子が5歳以下の占める割合が53.6%、6~9歳のそれが31.5%であり、両者で全体の約85%を占める(10歳以上は14.9%)。この世代の子にとって、本来なされるべき債権者による監護が行われない期間が長期にわたることの影響は大きい。

結局、間接強制が、子の心身に与える負担がより小さい強制執行の方法であるとは断定できないし、むしろ子にとって負担が大きいことも少なくない。執行の迅速性の確保は、子の心身の負担の軽減の観点からも、強く要請される。

(3) 審判前の保全処分との関係

さらに、子の引渡しを求める手続においては、審判前の保全処分が併用され、保全決定に基づく強制執行も多いが、間接強制前置を必要的とすることは、本案の判断を待たずに迅速に子の引渡しを実現することが子の福祉に適うとした保全処分の決定の趣旨を損なうものである。

(4) 弊害の不存在

現在、間接強制前置は必要的とされておらず、当初から直接的な強制執行が

実施されることがほとんどであるが、そのことによる具体的な問題点（子への悪影響など）はないように思われる。法制審部会での議論や平成28年6月の民事執行手続に関する研究会報告書（一般社団法人金融財政事情研究会）参照）においても特に指摘されていない。

2 執行の実効性の強化

債権者が子の引渡しの強制執行を申し立てるのは、債務者が任意の引渡しに応じなかったからである。このような事案では、間接強制金を課すことが任意の履行につながる可能性は乏しい。

特に、金銭執行が不可能ないし困難な債務者や、任意の履行をおよそ期待できない言動、例えば子の所在を隠したり、子の調査に協力を拒むなどの言動をとったりする債務者については、間接強制が奏功する見込みは著しく低い。

このような事案でも一律に間接強制の前置を必要とすることは、執行の実効性の強化及び迅速性の確保に反するものである。

3 原則・例外の規律について

(1) 間接強制の前置を原則とした上で、一定の場合にこれを不要とする（注1）の考え方にも反対する。子の心身に与える負担の具体的内容は、事案ごとに異なるのであるから、個別事案ごとに個々の子の福祉を考えた強制執行を採用すべきである。事案を無視して一律に間接強制を前置することは勿論、間接強制の前置を原則にし、直接的な強制執行を例外とすることも、子の心身の負担の具体的内容を踏まえた選択を不可能にするものである。

(2) また、上記考え方は、直接的な強制執行を実施すべき場合を、「子の急迫の危険防止」のために直ちに直接的な強制執行をする必要があるときに限定している。しかし、例えば、上記2に掲げる事案では、「子の急迫の危険防止」が認められないものの、間接強制を前置しても任意の子の引渡しが実現される可能性が極めて乏しい。「子の急迫の危険防止」のみで直接的な強制執行の適否を判断することは、かえって子の福祉に沿わない状態を無駄に継続させることになりかねない。

さらに、「子の急迫の危険防止」は、規範的評価を伴うから、この要件を巡って、本案審理の蒸し返しのような事態が生じかねず、そのために速やかな子の引渡しを実現できない事態を招く恐れがある。

(3) したがって、間接強制と直接的な強制執行を一定の要件を定めて原則・例外という枠組みにはめ込んでしまうことにも、賛成できない。

4 規律の在り方

間接強制と直接的な強制執行の規律の在り方については、現行の法制度を前提

に、両者を並存させる方法が考えられる。債権者は、子の監護権を行使すべき者であり、子に必要以上の心身の負担をかけまいと考える立場にある。そして、子の年齢、性格、健康状態、精神状態など、子の心身の状況を最もよく知る者であり、債務者の行動についても、最もよく予測し得る者である。したがって、債権者が諸般の事情を考慮した上で、間接強制を選択することもあれば、直接的な強制執行を選択することもあり得るのであり、両者を並存させ、債権者の任意の選択に委ねれば十分である。

なお、子の引渡し執行という新たな執行方法を創設し、債権者が執行裁判所にその申立てをし、裁判所において、諸事情をもとに、間接強制の方法、直接的な強制執行の方法を選択する立法もあり得るように思われる。ただ、この法制度を採用するとしても、上記の理由から、間接強制の前置を原則、直接的な強制執行を例外とする規律としてはならない。

3 直接的な強制執行の手続の骨格

(1) 子が債務者と共にいること（同時存在）の要否

ア 執行官は、子が債務者と共にいる場合に限り、債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができるものとする。

イ 執行裁判所が事案の性質、子の心身に及ぼす影響並びに既に行った強制執行の手続における債務者の言動及び当該手続の結果その他の事情を考慮して相当と認めるときは、アの規定にかかわらず、執行官は、子が債務者と共にいる場合でなくとも、債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができるものとする。

(2) 債権者等の執行場所への出頭

執行官は、債権者又はその代理人が執行の場所に出頭したときに限り、債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができるものとする。

(3) 執行場所

ア 執行官は、債務者の住居その他債務者の占有する場所において、債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができるものとする。

イ 執行官は、アに規定する場所以外の場所においても、子の心身に及ぼす影響、当該場所及びその周囲の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができるものとする。

(注1) 本文(1)の規律とは異なり、執行官は、子が債務者と共にいるか否かにかかわらず、債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができるものとする考え方がある。

(注2) 本文(1)イの規定に基づき、子が債務者と共にいない場合において、債務者による子の監護を解くために必要な行為をするときについては、本文(2)の規定にかかわらず、債権者本人や児童心理の専門家が執行の場所に出頭しなければならないものとする考え方があるほか、本文(3)イの規定を適用しないものとし、執行場所を例外なく債務者の住居その他債務者の占有する場所に限るとする考え方がある。

【意見】

- 1 (1)ア、イのいずれも反対する。
 (注1)に賛成する。
 (注2)に反対する。
- 2 (2)に賛成する。
- 3 (3)ア、イのいずれも反対する。

「執行官は、子の心身に及ぼす影響、当該場所及びその周囲の状況その他の事情を考慮し、執行場所において、債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができるものとする。」と規定すべきである。

【理由】

- 1 子が債務者と共にいること（同時存在）の要否について
 (1) 子の福祉について

ア 同時存在を要するとする考え方の根拠は、強制執行が子の心身に与える負担を最小限にとどめる観点からは、できる限り、債務に自発的に子の監護を解かせ、必要な協力をさせることが望ましいというものである。

しかし、債務者の立会いの下で強制執行を行う場合、債務者が取り乱したり、抵抗したりすることが少なくない。ときに債務者が子に忠誠を迫ったりすることもないではない。さらに、強制執行は、子から見れば、着いていくべき親の選択を迫られるように感じる側面があり、債務者の立会いのもとでは、子を徒に高葛藤の場面に直面させることになる。強制執行が任意の引渡し応じない債務者に対する手続であることを考慮すると、債務者が何らかの抵抗をすることは当然に想定すべきであり、そのような渦中に子を巻き込むと、子の心身に対する負担は一層大きくなる。

イ 中間試案は、執行裁判所が同時存在の例外を認める場合の考慮要素の一として「既に行った強制執行の手続における債務者の言動」を挙げ、その具体例として、「執行官が直接的な強制執行に着手したものの、執行官が行った説得を無視するなどし、債務者があえて子を抱きかかえて離さない等した結果、他に執るべき有効な手段もなく執行が効を奏しなかったといった事情」を想定するようである。この見通しからも明らかなおり、同時存在を必要とすれば、例示されたような事態が生じ得るのであって、まさにこのような事態を目の当たりにさせることこそ、子の心身に大きな負担を与えることになる。子が債務者と共にいる場合とそうでない場合とを比較すると、前者の方が子の心身に対する負担が大きくなるのは明らかであり、かえって子の福祉に反する結果をもたらすといえる。

(2) 強制執行の実効性について

ア 子の引渡しの強制執行は、当事者間の話し合いや説得が効を奏しなかった場合に申立てられるのがほとんどであり、こうした事案における直接的な強制執行の場面において、債務者に自発的な引渡しを求めることは期待できない。

イ しかも、同時存在を直接的な強制執行の要件にすると、債務者が子と同時に存在しない対応をとることにより、債務者は、容易に執行不能の状態を作出し得る。

債務者が任意に子を引き渡すことは、子の心身への負担が少なく、望ましい状態ではあるが、それは最終的に実効性のある強制執行手段が予定されていてはじめて期待できるものである。債務者が容易に執行不能の状態を作出できる制度を創設するのでは、かえって任意の履行の機会が減り、結果として子の福祉を損なうことになる。

ウ さらに、債務者の勤務時間が不規則だと同時存在の時間の把握が困難であり、強制執行が実現不可能となることもある。また、債務者が早朝に勤務したり、深夜に帰宅したりするときは、その時間帯に強制執行に着手せざるを得ない。現在の実務でも、同時存在を求める運用が、直接強制の時間帯を大きく制約し、強制執行の実効性、迅速性を損ねるだけでなく、早朝、深夜の執行を余儀なくされ、子の心身に対して負担を与えている。

(3) 規律の在り方

以上のとおり、直接的な強制執行の要件として、子と債務者の同時存在を求めることは、子の福祉の観点からも、強制執行の実効性、迅速性の観点からも、望ましいものではない。執行裁判所が事案の性質、子の心身に及ぼす影響並びに債務者の言動（間接強制の前置を前提に、その過程での言動に限る必要はない。）及びその他の事情を考慮して、子が債務者と共にいる場合に限るか、限らないかを判断し、それに従い実施者である執行官が直接的な強制執行を実施するようにすべきである。

2 執行場所について

(1) 子の福祉について

ア 中間試案は、執行場所を債務者の住居その他債務者の占有する場所（以下「債務者住居等」という。）を原則とするものであり、その根拠は、強制執行手続に第三者を巻き込むことを回避する、第三者に強制執行が行われていることを知られたくないとの債務者や子の心情に配慮したものと思われる。

しかし、執行場所を債務者住居等以外の場所に求めたからといって、第三者が巻き込まれるとは限らないし、それを是としない第三者は執行機関の立入を拒んだり、その場から立ち去ったりすれば足りるから、執行場所を債務者住居等に限定する理由たり得ない。

イ したがって、問題は債務者や子の心情に配慮が必要か、その程度はどうかに尽きる。

この点、確かに、債務者住居等で執行が実施されるならば、第三者が強制執行の実施を知ることは事実上困難な場合が多く、その限りで債務者や子の心情に対する影響が低いと言えるだろう。

しかし、その一方で、執行場所を債務者住居等に限ると、債務者が子を祖父母等の親族方、友人・知人方などに移せば、容易に執行不能の状態を作出できる。このような状態が子の福祉に沿わないことは明らかであろう。債務者住居等での強制執行は、債務者及び子のプライバシー保護には有効であるもの、かえって養育、監護の面では子の福祉に沿わない状態は誘発させる危険性を持つといえる。

ウ また、債務者住居等の以外の場所では、債務者及び子のプライバシーの保護が困難であると一概にいうことはできず、やり方次第である。例えば、学校、幼稚園の協力を得つつ第三者の立ち入らない場所で静謐に強制執行が行われれば、プライバシーはほぼ保たれるであろう。公園、公民館等の公共の場所における強制執行についても、同様であって、債務者住居等の以外の場所であるからプライバシーが保たれないというわけではない。他方、債務者住居等でも、債務者が取り乱して大声を出せば、第三者が強制執行を知ることになるろうし、債務者住居での執行が常にプライバシー保護に資するわけではない。

エ したがって、一律に執行場所を債務者住居等に限定することが、子の福祉に合致しない、債務者及び子のプライバシーの侵害の程度が大きいとは言えないのであって、子の引渡しの直接的な執行に際しては、債務者住居等であるか否かにかかわらず、当該具体的事案に応じて、子の心身に及ぼす影響、執行場所や周囲の状況その他の事情を考慮して、執行の実効性並びに迅速性を確保しつつ、子の心身に対する負担の少ない場所を選ぶことが妥当と考えられる。

(2) 強制執行の実効性について

上記のとおり、執行場所を債務者住居等に限ると、債務者が子を債務者住居等以外の場所に移すことで、容易に執行不能の状態を作出できるから、強制執行の実効性、迅速性を損ねることは明らかである。

(3) 規律の在り方

以上の次第で、執行場所を例外なく債務者住居等に限る考え方（注2）後半参照）には反対であり、直接的な強制執行の執行場所を原則として債務者住居等とすることについても、子の福祉の観点から、そして強制執行の実効性、迅速性の観点から、賛成しかねる。事案に応じて、執行裁判所において、執行裁判所が事案の性質、子の心身に及ぼす影響、当該場所及び周囲の状況その他の事情を考慮して、債務者方、学校、幼稚園、公園等の場所を指定し、その範囲で実施者である執行官が直接的な強制執行を実施するようにすべきである。

3 債権者等の執行場所への出頭について

監護権者の子に対する監護の空白期間を少なくすることが子の福祉にかなうから、債権者又は代理人の出頭を要件とすることは必要である。現在の実務においても、債権者又は代理人が執行場所に出頭している。

子の福祉の観点から、下記4のような場合など、具体的事案において特に必要と認められる場合には、例えば、債権者本人に準じて子をよく知る者の出頭で足りる旨の規定を置くことについて、検討すべきである。

4 債権者又は専門家等の出頭義務

(1) 債権者等の出頭

（注2）前半は、子と債務者が共にいない場合、債権者本人又は児童心理の専門家の執行場所への出頭を要求するものである。

この点、そもそも債務者と子の同時存在を原則とすることに賛成できないことは上記のとおりであるが、債務者と子が共にいない場合の直接的な強制執行に当たり、子の不安に配慮することは必要である。もちろん、その場合に債権者本人が出頭することが望ましいであろうが、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫によって、債権者が債務者と面会できない場合、祖父母等との関係が極度に悪化して、同様に面会が困難な場合があり得る。このような場合、債権者本人に代わり、一時的に債権者本人の配偶者、同性カップル、父母、兄弟姉妹などが債権者と同じ役割を果たし得ることもある。

したがって、例えば、執行場所については、上記2(3)のように定めつつ、執行官は、必要に応じて、債権者本人のみならず、これに準ずる者の出頭を命じることができるなどの規定を置くようにすべきである。

(2) 児童心理の専門家等の出頭

児童心理の専門家等の出頭については、債権者本人やこれに準ずる者とは異なる。そもそも執行場所について、原則例外の考え方に賛成できないことは上記のとおりであるが、債務者と子が共にいない場合の強制執行において、子が不安に思わない配慮の必要性があるにしても、それを債権者に代わって児童心理の専門家等が常によく行い得るのか疑問である。また、このような専門家等の出頭を求める目的や権限が不明である。そもそも全国的に人材を確保できるのか等の問題点もある。

したがって、債務者と子が共にいない場合、児童心理の専門家等が出頭した場合に限って直接的な強制執行を認めるという考え方には反対する。

4 執行場所における執行官の権限等

(1) 執行官は、債務者による子の監護を解くために必要な行為として、債務者に対し説得を行うほか、債務者の住居その他債務者の占有する場所において、次に掲げる行為をすることができるものとする。

ア 債務者の住居その他債務者の占有する場所に立ち入り、その場所において子を搜索すること。この場合において、必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をすること。

イ 債権者若しくはその代理人と子を面会させ、又は債権者若しくはその代理人と債務者を面会させること。

ウ 債務者の住居その他債務者の占有する場所に債権者又はその代理人を立ち入らせること。

【意見】

賛成する。ただし、執行官が権限を行使できる場所を「債務者の住居その他債務者の占有する場所」に限定せず拡張すること、債務名義上の債務者以外であって、債務者に子を引き渡すべき義務を負っている者にも執行力を及ぼすことを検討すべきである。

【理由】

1 規律の必要性

執行場所における執行官の権限を明確化するため、中間試案のような規律を設けるべきである。

2 債務者の親族等の占有する場所について

実務上、債務者と同居していない子の祖父母の住所等に債務者が子を預けるような場合がある。このような場合、債務名義の債務者に対してしか執行力が及ばないとすると、当該第三者が住居の立入を拒むことで（債務者が当該第三者をし

て拒絶させることで) 強制執行が不能となってしまう。そこで、債務名義上の債務者以外であって、債務者に子を引き渡すべき義務を負っている者にも執行力が及ぶ規律を設けるとともに、その者の住居その他債務者の占有する場所でも執行官が権限を行使できるようにするべきである(法170条1項と同じような規律を設けるなど、何らかの規定を設けるよう検討するべきである。)

(2) 執行官は、債務者の住居その他債務者の占有する場所以外の場所において、債務者による子の監護を解くために必要な行為として、債務者に対し説得を行うほか、当該場所を占有する者の同意を得て、(1)アからウまでに掲げる行為をすることができるものとする。

【意見】

賛成する。ただし、同意の対象が立入りについてであることを明確にすべきである。

【理由】

強制執行の場面において、執行官が当該場所を占有する者から(1)アからウに掲げる行為を行うことについての同意を要するかのよう誤解を招く表現とすべきではない。同意の対象は、立入りについてのものであることを明確にすべきである。

(3) 執行官は、(1)又は(2)の規定による子の監護を解くために必要な行為をするに際し抵抗を受けるときは、その抵抗を排除するために、威力を用い、又は警察上の援助を求めることができるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

抵抗を排除するに際して、必要な規定である。

(4) 執行官は、(3)の規定にかかわらず、子に対して威力を用いることはできないものとする。子以外の者に対して威力を用いることが子の心身に有害な影響を及ぼすおそれがある場合においては、当該子以外の者についても、同様とするものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

子は債務名義の名宛人ではなく、威力を用いる強制力の対象とならないことは当然である。

(5) 執行官は、(1)又は(2)の規定による子の監護を解くために必要な行為をするに際し、債権者又はその代理人に対し、必要な指示をすることができるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

執行官の権限の明確化のために必要な規定である。

5 直接的な強制執行の執行機関等

【甲案】（執行裁判所が執行機関となる案）

(1) 子の引渡しの直接的な強制執行は、執行裁判所が第三者に債務者による子の監護を解くために必要な行為を実施させる決定をする方法により行うものとする。

(2) (1)の決定は、債務者による子の監護を解くために必要な行為をする者として執行官を指定しなければならないものとする。

【乙案】（執行官が執行機関となる案）

子の引渡しの直接的な強制執行は、執行官が債務者による子の監護を解いて債権者に監護させる方法により行うものとする。

【意見】

甲案に賛成する。

【理由】

執行の実効性の強化、迅速性の確保と子の心身に与える影響への配慮を踏まえて具体的に執行方法を定めるに当たっては、子の年齢、監護状況、債務者の言動等を個別具体的に検討した上で判断する必要がある。このような判断を執行官に委ねることは、執行官にとって過大な負担となる。そして、上記のような諸要素を検討し、個別の事案ごとに柔軟に判断する主体としては、裁判所がふさわしい。

以上から、執行機関を執行裁判所とすることが相当である。

その他

中間試案には掲げられていないが、子の引渡しに関する強制執行の実効性の強化、迅速性の確保の観点から、次の制度の創設を検討すべきである。

第1 子の所在の調査制度の新設について

1 意見の趣旨

子の所在の調査のための調査嘱託や調査命令の制度を新設すべきである。

強制執行の申立前においても、訴え提訴前の証拠収集処分類似の調査の申立てができるようにすべきである。

2 意見の理由

(1) 制度の趣旨

ア 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（ハーグ条約実施法）5条には子の所在を調査する制度があるが、国内法の事案でも同様の制度の必要性が極めて高い。子の所在が判明しなければ、そもそも強制執行も申立てができないからである。

また、本案後の執行段階において子の所在が隠されている場合には、子の生活に重大な悪影響が及んでいる可能性があり、子の心身に与える影響を配慮する必要性が大きくなっている蓋然性が高い。引渡しの対象が子（人）であり、子の福祉を実現する必要があること、今回第三者に対する財産開示制度が創設されることとの均衡からも、かかる制度を新設すべきである。

イ 家事事件手続法289条5項は、家庭裁判所が、「義務の履行状況の調査及び履行の勧告」のために裁量でできる手続であって、強制執行の準備のための制度ではなく、また債権者に申立権が認められていないから、これでは不十分である。

ウ 子の引渡しの執行機関を執行官ではなく、執行裁判所とすることにより、制度上も可能である。

(2) 制度の内容

ア 民事訴訟法132条の4の訴え提起前における証拠収集の処分は、訴え提起前の情報収集を目的とする文書送付嘱託、調査嘱託、執行官に対する現況調査命令等を認めている。既に債務名義がある強制執行の場面においては、少なくともこれと同程度の裁判所の調査権限を認めるべきである。

イ 強制執行の性質上、債務者に対する予告通知及び返答の相手方からの意見聴取は不要とすべきである。

ウ 民事執行法の中で、執行の準備のため、債権者の権利としての規定を新設すべきである。

(3) 具体的な必要性

上記の調査制度の具体的な相手方及び情報の内容としては、次のようなものが考えられる。

ア 学校、幼稚園、保育所等

債務者が、子の居所を転々とさせ、子が通っている学校等の登下校時等にしか強制執行ができないケースがある。このような場合、学校等から、下校先、登下校の時刻、放課後児童健全育成事業（学童クラブ、放課後クラブ等）の参加の有無その他子の所在場所に関連する事項の情報を得ることで、子の住居所の把握につながる。学校等は、個人情報保護法への配慮、法的トラブルに巻き込まれる懸念から、情報提供に応じることは少ない。裁判所の調査囑託を制度化することで、学校等が情報提供をする可能性が飛躍的に高まる。

イ 警察

債務者が、子を連れて逃亡したり、子を親族や友人宅で匿ったりして住所を転々としている場合、警察から、自動車運転免許に記載された住居及自動車保管場所（車庫）の所在地の情報を得ることで、子の住居所の把握につながる。

ウ 電話会社

債務者が親族、友人等に子を預けている場合、携帯電話番号は判明しているが、住居所が分からない場合がある。このような場合、携帯電話会社から、当該電話番号の契約名義人、その住居所などの報を得ることで、子の住居所の把握につながる。債務者についても、請求書の送付先などから現在の居所が判明する場合がある。

第2 債務者と子の出頭を伴う仕組みについて

1 意見の趣旨

債務者に対し、子を連れて裁判所に出頭する仕組みを創設すべきである。

2 意見の理由

人身保護法の適用事例では、裁判所が審問のために請求者又はその代理人、被拘束者及び拘束者を召喚し、拘束者に対しては、被拘束者を指定した日時、場所に出頭することを命じる。この人身保護命令によって、法律上、被拘束者が裁判所の支配下に移ると解され、事実上、拘束者が自発的に子を解放する（申立人に引き渡す）成果に結びついている。

もちろん、人身保護法と民事執行法とでは、その制度目的、手続等が異なるから、人身保護法と同じ規律を民事執行法に設けることは困難であるが、拘束

者が被拘束者を連れて裁判所に出頭させることが、子の任意の引渡しに大きく役立っていることは注目されてよい。間接強制よりも実効性があることは明らかであるし、拘束者及び被拘束者が、裁判所において、裁判官等から裁判所の判断、手続等の説明を受け、事態を受け容れる精神状態が醸成され易い面も無視できない。

そこで、子の引渡しの強制執行においても、何らかの形で債務者を裁判所に出頭させる仕組みを設けるのが妥当であり、そのための検討に取り組むべきである。人身保護命令のような命令、代替執行における審尋、さらには子の引渡しという新たな類型の強制執行の方法の一態様、その他様々な法律構成が考えられ、また、立法化のために検討すべき課題は多いが、既存の民事執行の方法に頼り、それを子の引渡しに当てはめてよしとすることは適切ではないのではなかろうか。

第4 債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し

1 差押債権者が取立権を行使しない場面等における規律

- (1) 金銭債権を差し押さえた場合において、取立権が発生した日から2年を経過したときは、差押債権者は、執行裁判所に対し、第三債務者から既に支払を受けた旨の届出（民事執行法第155条第3項参照）又はまだ支払を受けていない旨の届出をしなければならないものとする。
- (2) (1)の届出義務が生じた日から2週間を経過したにもかかわらず、差押債権者が(1)の届出をしないときは、執行裁判所は、差押命令を取り消すことができるものとする。
- (3) 民事執行法第155条第3項の取立ての届出（取立完了の届出を除く。）又は(1)の届出があった場合には、(1)の期間は、それらの届出が最後にされた日の翌日から起算するものとする。

(注) 執行裁判所の取消決定により債権執行事件を終了させようとする本文の規律とは異なり、取立権が発生した日から2年を経過したときは、執行裁判所は、差押債権者に対して、本文(1)の届出をするよう命ずることができるものとした上で、この命令が差押債権者に告知された日から2週間を経過したにもかかわらず、差押債権者がその届出をしないときは、差押命令の申立ての取下げがあったものとみなすものとする考え方があ

【意見】

本文、(注)のいずれの考え方にも反対する。

【理由】

1 規律の必要性

債権執行事件の終了は、差押債権者による取立ての届出（法155条3項）や申立ての取下げといった差押債権者の協力に依拠しており、事件の終了を巡る規律が不安定である。取立届については、これを怠ったとしても配当要求の遮断効等の不利益が生じず、また、制裁規定がないため、その届出は必ずしも励行されていない。そして、債権執行が奏功しないと判明しても、取下げを強制する規定がないため、取下げなされずに放置されている事件が少なくない。このような状況において、第三債務者を差押えの効力から解放し、執行裁判所の未済事件を解消させるため（民法157条1項参照）、中間試案が提案する制度を創設することには合理性がある。

2 提案されている制度の不合理性

しかしながら、金融機関などであれば格別、そうでない債権者にとって、取立権の発生日から2年を経過する日の管理は困難であり、届出を失念する懸念を払拭できない。そこで、実務上、上記の日が到来する頃に、裁判所書記官が債権者に対し、取立届又は上記の届出をするよう促すのが妥当であるが、本文の考え方のように債権者に届出義務を課する以上、裁判所書記官の促しを法的義務と位置づけることはできず、上記懸念は依然として残る。

そもそも債権者は、執行機関から独立した者であって、執行共助機関と捉えて債権者に届出義務を課すること自体に問題があるし、その不合理性は、第三債務者が相殺予定と告げたため、事実上、取立権を行使し得ない場合、差押債権に付された期間の未到来、条件の未成就のため権利を行使し得ない場合、第三債務者が差押債権の弁済をしないが、さりとて取立訴訟を提起するにはコスト的に見合わない場合など、債権者に何ら落ち度なく取立届を提出していない場合に顕著である。

したがって、債権者に届出をすべき日を管理させ、届出義務が発生した日から2週間以内に届出を義務づけることには反対する。

3 取消手続の整備

仮に差押命令の取消制度を導入するときは、執行裁判所が債権者に届出をするよう送達（告知）する機会が不可欠というべきであり、このほかにも次の点に留意して手続を整備する必要がある。

(1) 申立権者について、第三債務者に差押えの効力を免れさせる利益を肯定し、第三債務者に取消決定の申立権を認めてはどうか、あるいは裁判所に債務者に

対する届出命令を出すよう求める申立権を認めてはどうかとの意見があるが、第三債務者には、権利供託による免責の途があるし、一般に第三債務者には債務者が取立権を行使し得ない事情を知り得ないから、そのような事情を無視した濫申立てがなされる可能性がある。結果的に債権者、執行裁判所に過大な負担がかかりかねず、上記の申立権を認める必要はない。

- (2) 届出期間については、債権者に十分な調査時間を与える必要があり、1か月程度とするべきである。
- (3) 債権者の手続保障の観点から、取消決定の送達が必要と考えられるが（民事保全法32条4項、37条8項、38条3項、39条3項、41条4項参照）、その費用は予め債権者に債権差押命令の申立て時点で予納させるのが穏当である。

その後、郵便料金の値上げ、複数回にわたる届出命令の発令などによって、予納額では不足が生じる場合、裁判所が債権者に送達費用の予納を命じ、債権者がこれを履行しない場合に差押命令を取り消す規律にしてはどうかとの意見（民訴法138条2項と同じような規律とする考え）があるが、それには反対である。なぜなら、執行裁判所が債権者に対し、自己に不利益な処分（取消決定）をするための予納を命じ、これに応じないときにその処分をするのは、当事者に困難を強いるものであり、適正手続の観点からも問題であるからである。こう解するとき、取消決定を発令し得ない事態が生じる余地があるが、そのような事態が多く発生するとは思われない。

- (4) なお、仮差押命令事件については、債権執行事件ほどの滞留はないようであるし、債権者には担保取消のために訴え提起の動機付けがはたらく、債務者には起訴命令の申立てが可能であるなど、関係者を取り巻く利益状況が債権執行事件と異なり、立法の必要性があるとは思われない。

2 その他の場面（債務者への差押命令等の送達未了）における規律

(1) 債権を差し押さえた場合において、債務者に対する差押命令の送達をすることができないときは、執行裁判所は、差押債権者に対し、相当の期間を定め、その期間内に送達をすべき場所の申出（送達をすべき場所が知れないとき等には、公示送達の申立て）をすべき旨を命ずることができるものとする。

(2) (1)の場合において、差押債権者が相当の期間内に送達をすべき場所の申出（送達をすべき場所が知れないとき等には、公示送達の申立て）をしないときは、執行裁判所は、差押命令を取り消すことができるものとする。

(注1) 不動産執行又は船舶執行において、その開始決定を債務者に送達することができない場合に関して、本文と同内容の規律を設けるものとする考え方がある。

(注2) 民事保全において、保全命令を債務者に送達することができない場合に関して、本文と同内容の規律を設けるものとする考え方がある。

【意見】

本文の考え方に賛成する。

(注1) 及び (注2) のいずれの考え方にも反対する。

【理由】

1 新たな規律の必要性

差押債権者が取立権を行使しない場合と同様、第三債務者を差押えの拘束から解放し、執行裁判所の未済事件を解消する必要がある。差押えの効力が既に発生している状況である以上、差押命令の申立書を却下（法20条が準用する民訴法138条2項、137条参照）という理論構成は採り得ず、差押命令を取り消す制度を設けるべきである。

なお、(注1) について、不動産執行や船舶執行には、開始決定が債務者に送達されずに事件が滞留する立法事実がないから、これらに同内容の規律を設ける必要はない。

また、(注2) について、同じ理由から、民事保全につき立法の必要性はないと考える。

2 制度の運用について

表札の不掲示、オートロック、賃貸業者・管理会社等の個人情報保護の徹底など、債権者は、現在、債務者の住所を調査するのが難しい環境におかれている。したがって、仮に上記制度が新設された場合、債務者に対する差押命令が送達さ

れないときに、裁判所が直ちに上記申出を命じたり、相当の期間を短くして命令を発したりすることのないよう、「差押命令の送達をすることができないとき」の解釈は柔軟になされるべきである。

なお、この規律を設けるに当たっても、取消手続の整備が不可欠なことは言うまでもない。

第5 差押禁止債権をめぐる規律の見直し

1 給与等の債権に関する差押禁止の範囲の見直し

給与等の債権の差押えが禁止される範囲を見直し、現行の規律による差押禁止範囲（民事執行法第152条）に加えて、支払期に受けるべき給付のうち一定の金額まではその全額を差押禁止とするものとする考え方について、引き続き検討するものとする。

【意見】

賛成する。今次立法での改正を目指すべきである。

【理由】

1 制度の骨格

上記の考え方を具体化するものとして、以下の制度を導入すべきである。ただし、法151条の2第1項各号に掲げる義務に係る金銭債権を請求する場合については、適用の対象外とすべきである。

(1) 給与等債権の差押禁止の最低限度額（単身世帯を基準とする）

支払期に受けるべき給付の4分の3に相当する額が「単身世帯における生活保護の基準を勘案して政令で定める額に満たないときは、政令で定める額に相当する部分」を差し押さえてはならない。

民事執行法施行令において、上記の「政令で定める額」を、例えば「支払期が毎月と定められている場合 10万円」等と定めるべきである。

(2) 家族数に応じた差押禁止の最低限度額の拡張（債務者の申立による）

債務者に控除対象配偶者（所得税法2条1項33号）や扶養親族（同項34号）があり、支払期に受けるべき給付の4分の3に相当する部分の額が、これらの者の数に応じて生活保護の基準を勘案して政令で定める額に満たないときは、執行裁判所は、債務者の申立てにより、上記の「政令で定める額」を限度として、差押命令を取り消さなければならない。

民事執行法施行令において、上記の「政令で定める額」を、例えば、「10万円（上記2）にこれらの者1人につき4万5000円を加算した金額」等と定めるべきである。

2 制度創設の必要性

給与等債権の有する生活維持的・扶養的な性格に鑑みるならば、少なくとも債務者の最低限度の生活を保持するために不可欠な金額を差押禁止として定めるべきである。現に、国税徴収法はそのような定めを置いている（同法76条1項4号、同法施行令34条）。

この点、民事執行法制定の際には、このような債務者の保護については、債務者の申立てによる差押禁止債権の範囲変更（法153条）に委ねることとされた経緯があるようである。しかし、給与等債権の差押えを受けることにより、当面の生活の糧を失っている状態に置かれた債務者が、自ら又は弁護士に依頼して、疎明資料を準備し、適切に申立てをすることは、容易なことではない。

そこで、給与等債権の給付の額が一定の基準額に満たないものについては、全面的に差押えができないものとするべきである。

3 給与等債権の差押禁止の最低限度額（単身世帯を基準とする）

給与等債権の差押禁止の最低限度額を具体的にいくらにするかについては、例えば、ドイツ民事訴訟法のように、債務者の扶養家族の数に応じて金額を定めることも考えられる。

しかし、このような考え方に対しては、債権執行の申立ての際に、債権者が債務者の扶養家族の人数を明らかにすることは困難であるという難点が指摘される。そのため、差押命令の送達を受けた第三債務者において、過大な負担（差押禁止範囲を調査・判断する負担や二重払いの係争に巻き込まれるリスク）を負うこととなりかねないという問題がある。

そこで、債務者の申立てを待たず、当初からの差押禁止の最低限度額としては、債務者の扶養家族の数にかかわらず、絶対的な数値を定めるべきである。その金額は、「単身世帯における生活保護の基準を勘案して政令で定める」こととし、民事執行法施行令において、その額を「支払期が毎月と定められている場合 10万円」等と定めることが相当である。

4 家族数に応じた差押禁止の最低限度額の拡張

もっとも、上記の差押禁止の最低限度額は、債務者の家族数を考慮しないで、「単身世帯における生活保護の基準」を勘案して定められるものであるから、多くの家族を扶養する債務者にとっては、最低限度の生活保障の要請を満たさないものとなってしまふ。民事執行法制定の際にも、このような問題があるために、

扶養家族の人数を考慮せず、給料等の額に応じて差押禁止債権の範囲を定めることには合理性がないことが指摘されていたものである。

そこで、この点に対処するために、債務者に「控除対象配偶者」（所得税法2条1項33号）や「扶養親族」（同項34号）があるときは、債務者の申立てにより、「これらの者の数に応じて生活保護の基準を勘案して政令で定める額」まで、差押禁止の最低限度額を拡張し、執行裁判所は、その限度で、差押命令を取り消さなければならないものとすべきである。

その金額については、民事執行法施行令で「10万円（上記2）にこれらの者1人につき4万5000円を加算した金額」等と定めることが相当である。

そして、多くの親族を扶養する債務者の生活保障のために、執行裁判所は、債務者から控除対象配偶者・扶養親族の存在を示す一定の書類（世帯全員の住民票、非課税証明書等）さえ提出されれば、上記のとおり定められた一定の範囲で、可及的速やかに、差押えの取消を認めなければならないものとすべきである。

5 扶養義務等に係る定期金債権を請求する場合について

なお、上記のとおり、給与等債権の差押禁止の最低限度額を定めた場合であっても、債権者が、法151条の2第1項各号の債権（扶養義務等に係る定期金債権）を請求する場合については、扶養等を受ける債権者の生活保障という観点も踏まえて、給与等債権の差押禁止の範囲を通常 $\frac{4}{3}$ （法152条1項）から $\frac{1}{2}$ （同条3項）に狭めているものであるから、その趣旨に鑑み、上記の立法化の対象とせず、現行法どおり、法152条3項の基準によるべきである。

6 複数の勤務先から給与を得ている事案について

(1)ア このような考え方に対しては、債務者が比較的少ない額の給与等を複数の勤務先から得ているような事案を想定すると、差押禁止額のいわば累積により債務者が必要以上の保護を受ける結果となり不都合ではないかといった問題の指摘がある。

しかし、債務者が比較的少ない額の給与等を複数の勤務先から得ているような場合、むしろ、債務者は複数の勤務先からの給与等がなければ生活が成り立たないような状況に置かれていることが通常ではないかと考えられる。差押禁止額のいわば累積により債務者が必要以上の保護を受けるケースは、例外的な事例であろう。そのような例外的な事例が生じる可能性があるからといって、1つの勤務先から（10万円以下という）比較的少額の給与を受けている債務者において、自ら差押禁止範囲の変更の申立て（法153条）をしない限り、差押禁止（の最低限度額）による保護を受けられないとする

ことは相当でない。このような事態は、債務者の生存権保障の観点から、看過することは許されない。

イ なお、差押禁止額のいわば累積という点については、現行法でも、差押禁止額の上限(支払期が毎月と定められている場合 33万円)の適用に関し、同様の問題がある。すなわち、債務者が1つの勤務先から給与を得ている場合、33万円を超える部分は(給与額の4分の1に限らず)いくらでも差し押さえられるのに対し、債務者が2つの勤務先から給与を得ている場合、最大66万円まで差押えが禁止される結果となるのである。しかし、この問題への対処は、債権者の申立てによる差押禁止債権の範囲変更(法153条)に委ねられている。このように、差押禁止額の上限の適用については、現行法が具体的な不都合を差押禁止債権の範囲変更で調整しようとしているのに対し、差押禁止額の下限を導入しようとするときには、生じ得る不都合を過度に強調し、その可能性があるから立法を断念するというのでは公平性を欠き、妥当でない。

ウ したがって、債務者が複数の勤務先から給与を得ている場合に債務者が必要以上の保護を受けるという不都合は、債権者の申立による差押禁止債権の範囲変更に委ねれば足り、差押禁止の最低限度額の設定に反対する理由とすべきではない。

(2) さらに、上記制度を導入すると、債務者が複数の勤務先から比較的少ない給料等を受けるような雇用形態をあえて選択する動機付けを与えかねないとの指摘もあり得るが、そのような事例が、実際にどれだけ生じるのか甚だ疑問である。制度の創設に当たり、例外的なケースを過大視する余り、救済されるべき者を見捨てるようなことがあってはならない。

7 債務者財産の開示制度の実効性の向上との関係について

(1) 今回の民事執行法の改正において、債務者財産の開示制度の実効性の向上が議論され、現行の財産開示手続の見直しとして、財産開示手続の実施要件の緩和や手続違背に対する罰則の強化が検討されている。さらに、第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度の新設についても検討されている。これらによって、債務者に資力があるにもかかわらず、債権者が債務者の財産に関する情報を得られないために執行ができず、権利の実現が図られないという事態を避け、債務者の「逃げ得」を許さないことが期待される。

しかし、他方で、給付義務の任意の履行がなされないことが、必ずしも債務者の悪意や怠慢によるのではなく、債務者の収入や資産が十分でないことが、任意の履行がなされない理由であることも少なくない。このような場合につい

て、債務者の最低限度の生活を保障するための対策として、過酷な執行とならないよう差押禁止債権についての見直しが必要となるものである。

(2) また、債務者財産の開示制度の実効性向上に関する議論は、上記の差押禁止によって、債務者が過剰な保護を受けることとなる場合への対処のために、債権者から法153条の申立てを適切に行うことを可能にするという意味もある。

すなわち、財産開示手続の実施要件を緩和したり、手続違背に対する罰則を強化したりすることで財産開示手続の実効性が向上すれば、財産開示手続の中で、債務者の財産（債務者の給与債権に関する情報を含む）について、債務者に陳述させ（法199条1項）、債権者から質問を発する（同条4項）ことにより、情報を取得することができる。また、第三者照会制度として、一定の公的機関から、債務者の給与債権に関する情報（勤務先の名称および所在地）を取得することも検討されている。債権者は、こうして得られた情報等により、上記の差押禁止の範囲が債務者に過剰な保護を与えると考えるときは、自ら法153条の申立てをすることが可能となる。

2 取立権の発生時期の見直し

民事執行法第152条第1項各号の債権が差し押さえられた場合において、差押債権者がその債権を取り立てることができるようになる時期については、同法第155条第1項の規定にかかわらず、債務者に対して差押命令が送達された日から4週間を経過したときとする考え方について、引き続き検討するものとする。

【意見】

賛成する。今次立法での改正を目指すべきである。

【理由】

債権者による差押債権の取立てがなされた後では、法153条による差押禁止範囲変更の申立ても、家族数に応じた差押禁止の最低限度額の拡張の申立てもできなくなる。

この点、現行法では、債権者の取立権が生ずるのは、債務者に対する差押命令の送達日から1週間を経過したときとされているが（法155条1項）、このような短期間に、一般の債務者が適切にこれらの申立をするには困難である。

そこで、その申立権を実質的に保障するために法152条1項各号の債権については、取立権の発生時期を、債務者に対して差押命令が送達された日から4週間を経過した時とすべきである。

3 その他（手続の教示）

民事執行法第152条第1項各号の債権を差し押さえた場合には、執行裁判所は、差押命令を送達するに際し、差押禁止債権の範囲変更の申立て（同法第153条）をすることができる旨を債務者に対し教示するものとする考え方について、引き続き検討するものとする。

【意見】

賛成する。今次立法での改正を目指すべきである。

【理由】

債務者財産の開示制度の実効性の向上により、給料等債権が差し押さえられる機会が増え、これに伴い債務者の生活が脅かされる危険性も増大すると予想される。現行法は、このような場合にそなえて差押禁止債権の範囲の変更手続を設けているが、この手続を知る債務者はごく僅かであろう。過酷執行を防止するためには、同手続の教示が不可欠である。

なお、中間試案第5の1に係る意見1(2)で提案した家族数に応じた差押禁止の最低限度額の拡張（債務者の申立による）及び下記差押禁止債権の振込入金された預金の差押えの取消しが導入されるときは、併せてこれらの手続に基づく申立てをすることができる旨を、債務者に対し教示すべきである。

その他 ― 差押禁止債権の振込入金された預金の差押えの取消し

中間試案には掲げられていないが、債務者財産の開示制度の実効性の向上に伴う過酷執行を防止するため、差押禁止債権の振込入金された預金の差押の取消しの制度の創設を検討すべきである。

1 制度創設の必要性

現行法によれば、全額差押禁止とされる年金、生活保護費等も、一部差押禁止とされる給与等債権も、銀行振込の方法により支給された場合には、単なる預金債権に転化するとして、預貯金債権の全額を差し押さえることができる。

しかし、債権の差押禁止の目的は、債務者の生計維持にあるのであり、その必要性は、給与等債権や年金等受給権が預貯金債権に転化し、法形式上は別の債権となったからといって、失われるものではないから、これら預貯金債権についても、差押えからの保護が図られなければならない。特に、多くの親族を扶養する債務者の生活保障のためには、家族数に応じた差押禁止の最低限度額の拡張の申立権を実質的に保障する観点からも、預貯金債権に差押えの効力が及ばない制度を設ける必要性が高い。

2 差押禁止債権の振込入金によって転化した預貯金債権の差押えの取消し（制度の内容）

そこで、「法律により差押を禁止された継続的給付に係る債権で政令で定めるもの」が振込入金された預金への差押えがなされたときは、執行裁判所は、債務者の申立てにより、最後に（差押日の直前に）振込支給された金額のうち差押禁止額（年金、生活保護費等の場合は全額、給与等債権の場合は所定の方法により計算された金額）を次期の支給日までの日数に応じて日割り計算した金額を限度として、差押えを取り消さなければならないものとするべきである。

そして、上記の政令で定める債権として、民事執行法施行令で、民事執行法152条1項各号の債権（給与等債権）のほか、国民年金、厚生年金、公務員共済、生活保護、児童手当、児童扶養手当、その他適宜のものを定めるべきである。

3 差押時の預金残高の発生原因の特定の要否

上記の案では、債務者の申立てにより差押えが取り消される範囲を、次期の支給日までの日数に応じて日割り計算した金額に限定している。差押禁止債権が振り込まれた直後の預貯金債権については、債務者の生活保障のために差押えを禁止する必要が高いといえるが、次期の支給日が間近に迫っているときは、その分、債務者の生活保障のための保護の必要は弱まっていると考えられるからである。

このように差押えの取消範囲を限定する以上、差押取消の要件として、差押えの効力発生時における預貯金債権（残高）が、差押禁止債権の振込により発生したことまでは（他の振込入金や預入等によって発生したものではないことまでは）必要ないとすべきである。

4 手続の教示等

また、上記の申立権を実質的に保障するために、執行裁判所は、手続を簡素化して、債権者が差押さえられた預貯金債権に係る預金口座に差押禁止債権が振り込まれた事実を主張し、その金額、次期支払日等を明らかにする一定の書類（預貯金通帳、年金通知書、生活保護決定通知書、給与明細等）さえ提出すれば、所定の範囲で、可及的速やかに差押えの取消を認めるべきである。

そして、債務者へ預貯金債権の差押命令を送達する際には、債務者に対し、上記の申立手続について教示するものとするべきである。

以上